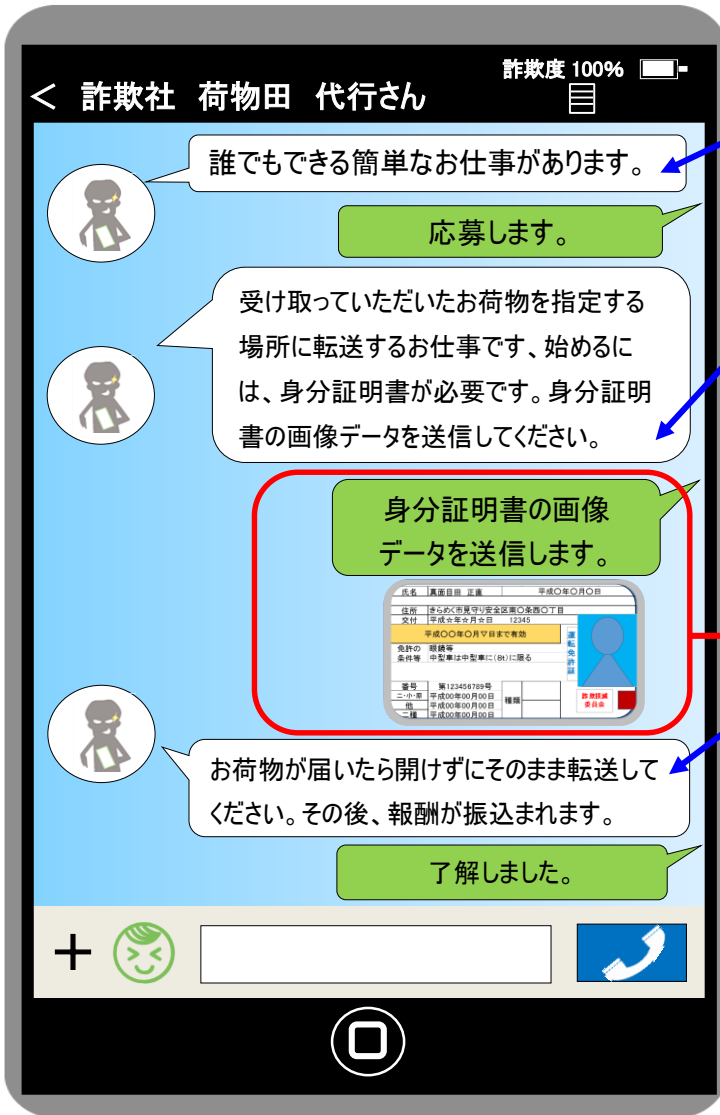


だまされないで、そのバイト、**詐欺**です!!

「荷受代行」「荷物転送」にご用心!

全国の消費生活センターには、「送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで報酬がもらえるというアルバイトをするために身分証明書を送ったところ、知らない間に自分名義のスマートフォンや携帯電話が契約されていた」という相談が平成27年11月～平成28年9月末の間に130件寄せられています。（「独立行政法人国民生活センターHP」より一部抜粋）



SNS などの投稿で人を募集。

お仕事に必要なとして身分証明書と顔の写真のデータを要求。

ここがポイント

入手した個人情報などを使い、消費者本人になりすまして勝手にスマホを契約。

荷物を開封せずに指定先に転送するよう指示。

（荷物のスマホが消費者本人名義であることを消費者本人は知らない。）

転送されたスマホを転売。

数か月後、

通信業者から身に覚えのない請求書が届き、問い合わせると自分名義のスマホの契約と判明。

消費者の皆様へのアドバイス

- ・携帯電話不正利用防止法上、携帯電話などの契約にあたっては本人確認が義務付けられており、消費者が事前に送付した身分証明書の画像を使用して何者かが契約をする行為は、同法に違反する行為だと考えられます。
- ・なりすまして購入されたスマホの月額利用料金、解約手数料は名義人が負う可能性もあります。
- ・「荷受代行」「荷物転送」のアルバイトは絶対にしないようにしましょう。また、運転免許証や健康保険証、銀行口座などの個人情報は不正に利用される恐れがあるので絶対に伝えないようにしましょう。
- ・おかしいと思ったら、すぐにお近くの消費生活相談窓口や当センター相談専用窓口へお問い合わせください。

北海道立消費生活センター相談専用 ☎050-7505-0999（相談受付時間 平日/9:00～16:30）